

学校図書館の選書問題に関する一考察

—高校図書館を中心に—

井 谷 泰 彦

1. はじめに

筆者は東京郊外の私立の学校図書館（中学・高等学校）において、学校司書（事務職）として約30年間勤務し、司書の立場から選書業務に関わっていた。そして、その勤務期間の丁度折り返し点に当たる時期に、図書館の電算化を経験した。様々なマルチメディアの図書館への導入もその頃である。だがその時期を境にして、選書作業、とりわけ生徒が希望してくる生徒希望図書への扱いがだんだん難しくなってきた。それは、電算化を経て利用者が飛躍的に増加したこととも関係がある。情報化社会の進展は、メディアのあり方も、メディアに取り巻かれて生活する生徒の日常生活も、また教育のあり方も決定的に変えてきた。まともに生徒の希望する書籍と関わろうとすれば、学校図書館学のテキストに載っている2次資料に依拠するような、通常の選書方法では不可能になってきた。今までになかったような、煩瑣な作業を必要とするようになったのである。（例えば、図書館関係の新刊情報のHPに抄録が掲載されないライトノベルなどは、web上で内容や読者の声を探してチェックする必要が出てきた。タイトルで本の内容を推察すると、とんでもない本を購入してしまう怖れが多くなった。出版社をみて本の傾向が判断できる時代でもなくなった、等々。）

そして今、「現場」の人間として日常的に携わっていた様々な選定作業が、実は学校図書館というシステムの抱える様々な矛盾と問題点を焦点化したような意味を有していたことに気づくに至った。

元来、学校図書館における選書に関する論議は、以下の三点を中心に展開されてきた。第一点目は、読書に関して、教師や司書が子どもたちに「読ませたい」本と、子どもたちが「読みたい」本の折り合いをどうつけていくかという問題、即ち資料の価値を重視する「価値論」と、利用者の要求を基準とする「要求論」と呼ばれるものの対立論議である⁽¹⁾。第二点目は、学校図書館に対する学校の内外からの「検閲」と、それにまつわる選書主体の問題である。もちろん、両者は底の方で繋がっている。そして第三点目としては、上記の問題を解決して行く方策のひとつである、選書基準に関する論議が挙げられる。

学校図書館は、公共図書館・大学図書館・専門図書館と共に図書館界の一角を形成している。当然、日本図書館協会の中にも独自の部会がある。しかし学校図書館法上の「学校図書館」と、政令で定められた図書館との差異は大きい。また大学図書館とは異なり、著作権法施行令では図書館とは見做されずに「学校」の一部として規定されており、蔵書の位置付けからみると境界的な性格を有している

ともいえる。しかし、この選書をめぐる問題は、いわば学校図書館はどこまで図書館かという問いを私たちに突きつけているように思える。言い方を変えると、生徒はどこまで「利用者」か、学校図書館において日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」はどこまで適用可能かということが問われている。建前論を廃して考えれば、「学校図書館」がいつも「学校」と「図書館」に裂かれるように揺れ動いている現実を否定できないはずである。

この論考は、選書にまつわる諸問題を、図書館というシステムが抱えるコミュニケーションの観点から考察することを目的とする。検閲要求は拒絶しなければならないが、図書館外部の人間がクレームをつけること自体は、場合によっては対話の糸口となりうる。また筆者は、生徒希望図書を選択するシステムを、図書館のなかで欠かすことのできないコミュニケーション・ツールであり、生命線のひとつと考える。選書のあり方を問題にする中から、学校図書館における双方向コミュニケーションの重要性と意義を考えて行きたい。

2節では、高校図書館における自由と検閲の問題を取り上げて、図書館をめぐるコミュニケーションの在り方を考察する。3節においては、生徒の図書への要求や意志が、今までどのように扱われてきたのかを検証する。具体的には、文部省や学校図書館関係団体の選書基準及び関係書の選書問題の取り扱いを俎上に上げてその問題点を明らかにしたい。そして最後に4節において、生徒希望図書のシステムがもたらす双方向コミュニケーションが、学校図書館を主体的な調べ学習の場として作り上げる為に不可欠な要素であることを論じて「まとめ」とする。尚、この小論における「学校図書館」とは、成人と変わらない読書能力を有するはずの高校段階のものを中心として述べて行く⁽²⁾。筆者が在職していた場所が中学・高校図書館であり、現場を知るせいもあるが、「読書の自由」の問題を扱うときに、一番先鋭的に矛盾が現出するのが、義務教育段階を終えた高校の図書館であるという理由からでもある。

2. 高校図書館における検閲と「読書の自由」

教師や司書が読ませたい本と、子どもたちが利用者として要求する本の落差の問題。即ち本の価値論と要求論の対立論議は高等学校で最も先鋭的に矛盾が現出する。文化人類学者であるハースコヴィッツ（Melville J. Herskovits 1895-1963）によって提唱された文化化（enculturation）という概念を使えば、様々な生活文化（対抗文化・地域伝統文化・社会成層の文化・受験文化）の影響を受けて文化化が進んだ高校生になると、彼らが生活習俗として持っている「読書文化」が、大人によって普遍的なものと認知されている上位文化（ハイ・カルチャー）としての読書文化と対立するケースが多くなる。これは、学校図書館が、「調べ学習」の場として存在するだけでなく、今後も「読書」の場でもあり続ける以上、孕まざるをえない矛盾である。

わが国で、学校図書館における選書（蔵書）が広く人口に膾炙した事例としては、1981年に愛知県のある高等学校において、管理職による介入で多くの本が購入禁止とされた事件が挙げられる。当時、ベストセラーであった黒柳徹子の『窓際のトットちゃん』が、「女優が書いた本」は学校図書館にふ

さわしくないと購入禁止にされたことは、当時マスコミでも随分話題になったものである。もう少し正確に言うと、1981年に愛知県高等学校教職員組合において、徹底的な管理強化を行っていた新設校での図書館図書の購入に、校長が介入したことが「禁書問題」として問題にされた。（通常、禁書は政府や宗教的権威などによるものを指す。ここでは、学校の管理運営責任者である学校長の職務権限をどう捉えるかで、「禁書」の判断は変わる。）

これをきっかけとして、県立高校図書館（137校。内81校が回答。）を調査した結果、学校管理職によって購入禁止とされた図書が多数あることが確認され、組合が調査結果を公表した。その結果を数点ここに抜き出して見る⁽³⁾。

早乙女勝元『東京が燃えた日』（岩波ジュニア新書）（戦争を扱っているからよくない。）、松田道弘『トランプの楽しみ』（筑摩少年図書館）（遊びはよくない）、渋谷陽一『ロック進化論』（日本放送出版協会）（ロックはいけない）、大江健三郎『同時代ゲーム』（新潮社）（著者がアカだから）

組合によって行われた調査であり、筆者はこれらの図書が購入禁止になったという事実と、横に付けられた理由は分けるべきだと考える。後者は、あくまで回答者が聞き取ったものであり、組合員である報告者によるバイアスがかかっている可能性も大きいからだ。率直に言って、本当にそこまでバカバカしい理由付けをしたか疑問にも思う。しかし、そこに掲げられた図書が検閲の対象となり、事実上禁書扱いにされたこと自体は否定しようがない。当時の愛知県の高校管理職が図書を禁忌とする際の、おおよその傾向を知ることはできる。書名・著者名・出版社の表示から、左翼的・娯乐的と見なされたものが購入禁止図書とされていた可能性が高い⁽⁴⁾。

愛知県の事例を重要視した日本図書館協会は、翌年の1982年に全国の公立高校図書館に対して調査を行った。調査の内容は、選書組織・購入禁止図書の有無と事例、図書館の自由に関する質問であった。調査の結果、全国的に「禁書」の実態が見られることが明らかになり、日本図書館協会は学校図書館の体質に問題があることを指摘した。学校管理職の側に、学校図書館の意義を理解する気持ちと、業務に携わる教職員の専門性への最低限の尊重が存在するならば、粗雑で乱暴な禁書まがいの行為など行えないはずである。学校管理者がいても簡単に、恣意的に図書の検閲を行うということは、学校図書館がまともなシステムとして機能していないことと同義である。なぜ文部省や学校図書館関係団体は、学校図書館を図書に対して権限と義務を負う一部門として位置付けようとならないのか、とっておく必要は今でもある⁽⁵⁾。しかし、政治事情もマスメディアのあり方も、現在とはかなり異なった状況に置かれていた30年前の上記の事例を冷静に振り返ると、余りにステロタイプな対立のあり方の構図自体に疑問が湧いてくる。禁書にされた本を問題にするならば、それが誰によってどのように選書され、どういった論議のプロセスを経て禁書になったのかを問わなければ、管理職の反動性に対するレッテル貼りにはなっても、問題は深く抉られることはない。（愛知県の調査では、理由を書く欄があるだけである。）レッテル貼りということでは、管理職側が出版社や著者・書名から本に対して行ったレッテル貼りの手法は、現在では殆ど役に立たないと言っていい。右翼的・左翼的、娯乐的・教養的という古典的指標で出版社や著者を識別できるような時代はとっくに終わって

いる。

学校図書館における選書のトラブルは、「誰が選んだのか」「誰に選書権があるのか」という、「教育」という指標を盾にした一種の権力問題と化す。検閲や禁書の問題は、上記の例のような「学校管理者 vs 被管理者（一般教職員）」というような分かりやすい構図の下で現れるとは限らない。学校内部の問題に限定しても、一般教員と図書館、PTAと図書館、司書教諭と学校司書、図書館教職員と生徒という、図書館に関係するすべての人間関係が、潜在的には権力問題の当事者になる可能性を秘めている。検閲（公権力によるもの）であろうがなかろうが、本質的には権力問題には変わりがない。リクエストの本の選定を生徒図書委員に任せると、特権的な自治機関と化して、一般生徒の離反を招くという仁上幸治の指摘もある⁽⁶⁾。生徒図書委員が、一般生徒のリクエストに関して必ずしも寛容ではない姿を筆者も見てきた。

現場の学校図書館関係者は、蔵書や選書体制に関する批判が噴出すことを極端に怖れる傾向がある。学校外部の監事人や地域社会の目に関しては尚更である。それが、学・社連携の一環としてもっと進んでいい「学校図書館の地域開放」がさほど進まない一因でもある。そして、そのような外圧のもとで働く教職員には、「検閲の内面化」と呼ばれる自己規制が行われる。司書・司書教諭が、検閲を予め想定して自主規制することを仁上はそう呼んでいる。検閲や禁書をそこまで拡張して考えた場合、それはシステムとして新たな意味を持ち始めるように思える。

アメリカの学校図書館では、わが国より遥かに多量で広範囲に渡る、父兄やコミュニティからの検閲が存在している。裁判沙汰になることも、日常茶飯事のようなものである。ヘンリー・ライヒマンは、以下のように述べている。「親などが教室や図書館の資料に反対することは、民主的過程や教育課程にとって価値あることと見なすべきである。大多数とまでは言わないが、多くの挑戦はほぼ検閲に等しく、拒絶しなければならない。しかし、挑戦の過程自体は、正当にして重要な意思疎通の手段である」⁽⁷⁾。

学校図書館に対する批判やクレームを、コミュニケーションの大切な手段と見做している。学校図書館側は、正々堂々と選書基準を武器として、ときには裁判になったとしても親やコミュニティと闘う。私たちの風土で、そんなことが可能だろうか？ 建前と本音を、表向きの顔と実態を使い分けて図書館を運営する私たちの教育風土は、本当にアン・フェアでダメなものなのだろうか。筆者には疑問もある。しかし、図書館に対するクレームや検閲要求を、図書館運営において必然的に現出する現象、コミュニケーションの契機として捉えるライヒマンの考え方は、わが国の学校図書館界では見ることのできない新鮮さを孕んでいる。少し考えてみれば、全教職員・保護者・地域住民の誰もが生徒に読ませても問題は無いと思えるような小説が、多くの場合、高校生にとってかなり退屈なものであることは容易に想像がつく。お堅いことで有名だった出版社の、中・高生向けのシリーズものも、今ではかなり過激な内容になっていることは業界では誰もが知っている⁽⁸⁾。図書館が活きたシステムである以上、潜在的な声を含めて様々な場所からの疑問やクレームや検閲要求が存在することは、ある意味では自然なことである。それに対して図書館が丁寧に対応して、図書購入の経過と理由を明

らかにして理解を求めるプロセスは、学校図書館のコミュニケーションとして不可避なのかもしれない。そこにおいて、選書・禁書という権力問題は、コミュニケーションの問題と通底する。

だが、この項のはじめに取り上げた愛知県の事例などの論議を見て、気になることがある。論議の中に、本に対する要求と意志を有する生徒の姿が殆ど見えてこないことである。学校図書館における選書の問題に言及する多くのテキストや論文は、検閲など選書を巡るトラブル解決の為に、選書委員会の設置と選書基準の成文化の必要性を謳っている。筆者もその必要性について異論がある訳ではない。しかしその基準のなかに、生徒の読書の権利についての言及が何もないならば、その選書基準には欠陥があると言えるのではないだろうか。同じように、たとえ委員会が設置されていても、生徒の図書に対する希望を吸い上げる方法を持たないなら、やはりそれは問題であろう。学校図書館の主人公は生徒である。そして学校図書館は、生徒の情報収集・整理・活用・発信の場として、生徒の情報面での自立を可能な限り支援する場として存在することを明確にする必要がある⁽⁹⁾。あらゆる検閲は、資料や価値観の多様性を抑圧しようとする。だが、生徒が自立した利用者であるためには、「考えることを教える必要がある。これが可能なのは、多種多様な対立する思想・画像・見解を提供する場合に限る。検閲はこうした自由に反する」⁽¹⁰⁾。学校図書館が、生徒が主体的に学ぶ調べ学習の場として存在する以上、多様性の保証こそ図書館のレゾナデールであることは、今更言うまでもない。

3. 「選書基準」をめぐって

今まで、学校図書館における選書基準は、「概して一般的・抽象的・消極的・両義的・折衷的」と特徴づけられてきた⁽¹¹⁾。これは、選書基準が、積極的に資料を提供して行く為の指標というよりも、2で挙げたような学校の内外からの図書館への「外圧」に対抗するために、どちらかといえば受動的に生まれるせいもある。そして、実際に成文化している学校は少数派である。

この項目では、今まで出版されてきた幾つかの選書基準案を俎上に載せて、選書過程に生徒の要求や意志が反映する通路が保障されているか見て行きたい。即ち、リクエスト制度や生徒が選書会議に入ることの記述の有無を問題にしたい。

そして使用する基準案としては、各学校が作成にあたって参照してきた可能性が大きい、次の5点の出版物を先ず俎上に載せて行く。

- ①『学校図書館運営の手引き』（文部省 1959）
- ②『学校図書館の管理と運用』（文部省 1963）
- ③『学校図書館資料の選択』（学校図書館学叢書4）（学芸図書 1953）
- ④ 浅井昭治『学校図書館のための図書の選択と収集』（全国SLA 2005）
- ⑤「全国学校図書館協議会図書選定基準」（全国SLA 2008（<http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-34.html>）より）

①は文部省から、戦後まもない時期（1948年）に初版が出版された、戦後初めての学校図書館に関するまとまった指南書であり、②はその後身である。③は、この中では最も古い時期の資料であ

り、戦後の学校図書館理念を体現しているとも言える指南書である。⑤は、わが国の学校図書館界最大の団体である、全国学校図書館協議会（全国SLA）が出した選書基準の最新バージョンである。共に大きな影響を現場に与えていることは間違いない。それに加えて、④に浅井昭治の作った基準案を加えた。更に、基準案として成文化されていないが、選書基準・選書委員会の取り扱い方に言及している参考資料として、『図書の選択と整理』（全国SLA 1962, 及び1985）と『学校図書館メディアの編成』（樹林房 1999）を取り上げておく。

学校図書館における資料選択に関する基準・指針は、1948年及び1959年に、文部省で編纂された『学校図書館運営の手引き』（以下『手引き』と略。）が最初のものである。『手引き』は、① 図書選択の必要 ② 図書選択の心構え ③ 図書評価の観点 ④ 各種の図書の特徴 ⑤ 蔵書の更新と図書の払出 の5項目から成っている。書き出しの①の部分をはじめ、かなり権威主義的な印象を与えるため、現在の現場では批判の声も多い。半世紀以上も前に作られた文章であり、通用しない部分が多いのは当然である。③の評価観点の項目として上げられた「著者」「発行所」などの項目は今では役には立たない⁽¹²⁾。しかし、この『手引き』では、明確に児童・生徒の側からのフィード・バックに意義を認めている。② 図書選択の心構え、の(8)の「全校的な協力を得て行うこと」という条項には、「また、児童・生徒の希望や意見なども取り入れるよう配慮し、児童・生徒図書委員を選択に参加させることも必要である」と書かれている⁽¹³⁾（傍線筆者）。後に出る多くの基準案が、「参加させてもいい」という書き方になっていることと対照的である。続いて(9)においては、「読書調査などの結果を選択の資料とすること。一児童生徒の読書調査を適時に行って、読書の傾向や読書の環境などを明らかにし、これを選択の資料とすること」と名言されている。『手引き』の初版は、1948年に米軍占領下に作成されたもので、日本側の編集委員によって作られたものを、図書館先進国の米国関係者がチェックする形で作られた⁽¹⁴⁾。59年の改訂版には、戦後日本に出現した生徒の「図書委員会」への言及もあり、画期的なものであった。ただ、惜しいのは、先述したように、叙述が権威主義的にすぎることである。時代的制約が大きいのが、後世に与えた影響を考えると残念ではある。この『手引き』は、58年版が最後の改定となり、文部省の出版物としては②として取り上げた、『学校図書館の管理と運用』（文部省 1963）がその後身となっている。この指導書を『手引き』と比較すると、随分詳細に教育的役割が描かれている。しかし、選書基準として13項目が挙げられているが、生徒の図書への要求に関する項目も、読書調査で児童・生徒の読書傾向を探るという項目も、一切削除されてしまっている。あえて言えば、6番目に「全校的な協力を得て行うこと」という『手引き』同様の項目が存在する。それを『手引き』を継承したものと解釈すれば、「全校」のなかに児童・生徒が入っていると考えられなくもないが、『手引き』と異なって、「児童・生徒」という一語さえ基準の中に存在していない。そして、これを最後に、文部省から学校図書館の選書に関する指針は出されていない。

ここで取り上げた資料のなかで、最も丁寧に、そして徹底的に選書の問題を洗い出しているのは、③として取り上げた、『学校図書館資料の選択』（学芸書林 1953）である。学校図書館の揺籃期のビジョンを見ることができる。ここでは、「第5章 選択のための機関」として、選書の組織のためだ

けに一章が割かれている。そこでは、一貫して生徒の視線を重要視している。選書機関を作るための文には、先ず次のように掲げられている。「(一) 各分野にわたる学習活動全般を把握し、教師及び生徒が学習上どのような要求を持っているかを知悉し、さらにそれらの資料が年間を通じて何時もとも要求度が高いか知ることは、資料選択上忘れることができない条件である」(同書 144 頁)。そして、司書教諭や生徒図書委員という限られた人間で選書を行うことの危険性を指摘した後、「図書選択委員会の構成要素」の 5 番目に児童・生徒が上げられている。「教師が生徒に読ませたいと思い、またその必要を感じて購入したものであっても、案外彼らの関心をひかないことが往々にしてある。……(中略)……児童・生徒が何を要求しているのかを知ることは、たとえ彼らの視野が狭く、知識経験に乏しいとしても、図書選択上決して軽んずることはできない。しかし、これは決して彼らの要求を無批判に受け入れることを意味しているのではない」(同書 147 頁)。そして、図書委員だけでなく、クラブ活動の部の代表や生徒会、常連の利用者の声を聞くことまで書かれている。そして、この書籍の選書委員会像で特徴的なことは、「図書選択委員会」が必ずしも単一のものとして考えられておらず、係教諭・教科別といった教職員側のいくつかの委員会と、児童・生徒の側の選択委員会の並存が例示されている。これは、現実の学校現場の多忙なあり方を考えると、筆者には現実的な処方箋に思える。次の本も選書会議の必要性を謳っているが、随分時代が経ってからのものである

④の浅井昭治『学校図書館のための図書の選択と収集』(全国 SLA 2005)は、選書業務の概要を把握できるように作られたブックレットである。3章の「図書をどのように選ぶか」という項目で、「選書会議」の必要性が述べられた後、一通りの 2 次資料が示されている。

浅井は次のように述べている。「計画的に選定会議を開くようにします。図書館の担当職員に選定を任せる場合もありますが、児童・生徒の学習と読書の実情を知っている教職員からの要求と意見を生かす方法は、重要な意義を持っています……(中略)……我が校の図書館を作っていく意識を醸成するために、まず教職員の声をできるだけ反映する仕組みが必要です」(同書 18 頁)。

ここで強調されているのは、あくまでも教職員との結合と、教職員の声を選書に反映させることの重要さである。教員が児童・生徒の読書の実態を知っていると先験的に述べられているが、無条件にこのような判断を下せる根拠は無い。中高生の読書の実態を知ることは、教員にも図書館員にも容易にできることではない。また浅井には、生徒に良書を提供しようという姿勢はあっても、生徒の本への要求や意思を掬い上げようとする考慮はない。児童・生徒に関しては、「また、選定の内容によっては、児童・生徒の図書委員会代表も加えると効果的です」(22 頁)と書かれているだけである。「効果的」かそうでないか、それはあくまでも大人側の立場であり都合である。大切なのは、選ばれた一部の生徒が大人の会議に出席して、したり顔で「正論」を吐くことではない。一般の全校生徒の資料に対する要求と意思が、図書館運営に反映されることだ。少なくとも高校レベルでは、生徒希望図書の選定会議(無論教職員も参加)は、大人の選書会議とは別に開いた方がいい。

また、選書会議を月に 1,2 度のペースで行うべきことが述べられる一方で、「新刊図書はこまめに選びなるべく早く利用者に提供サービスするのが図書館の仕事です」と述べられている(10 頁)。高

校図書館の場合、この数年は極端な不況で減少傾向にあるとはいえ、年間図書購入費は全国平均で約100万円前後である⁽¹⁵⁾。しかも多くの場合、その中には文庫本や漫画など消耗品扱いで買う本は含まれていない為、実数はそれをかなり上回る。月に1,2度の選書会といっても、長期休業中や学園祭・入試・修学旅行などの学校行事を除き、1コマ実質45分以下の時間的制約のなかで、選書に関する論議がどれだけ可能だろうか。例えば、生徒がリクエストしてから希望書が認められて、生徒の下に届くまで、どれだけの時間が掛かることだろう。月1,2度の選書会議で「こまめに選びなるべく早く提供する」ことは、現実には困難である。

⑤の「学校図書館図書基準」（全国学校図書館協議会図書選定基準）（2008年改訂）は、Ⅰ 一般基準 Ⅱ 部門別基準（部門とは、資料・図書の種類のこと） Ⅲ 対象としない図書 という三つの基準から成り立っている。この基準は、「この本を入れるべきかどうか」という、図書を評価するためだけに作成された基準であり、筆者が問題にしてきた「生徒の要求や意志が反映されるシステムがあるか」ということは、問題にならないし、またその限りでは問題にする必要はない。選書会議への言及もない。しかし全体を通して見ると、やはり生徒の要求や意思を想定して作られたものであるとは思えない。例えばⅠの「一般基準」では、「内容」として、(1) 知識を得るための図書 (2) 教養のための図書 (3) 教師向けの本 という3項目を立てて、それぞれの留意事項が述べられている。そもそも何故教師向けの本という項目がここに入っているのか疑問である。また学校図書館の全蔵書は、「知識・教養」のためだけに存在するのだろうか。生徒から人気の高い趣味・娯楽の図書という枠組みは、項目として挙げられることなく終わっている。

学校図書館が教科教育と密着した学習情報を提供する場であることは当然である。しかし一方で殆どの学校図書館で、趣味・娯楽の範疇に属する本が非常によく利用されていることは、関係者なら誰もが認める事実である。確かに、金魚の飼い方やC言語を用いてゲームソフトを作成する指南書も「知識を得るための本」には違いない。しかし、ライトノベルやマンガや「週刊ベースボール」は「趣味・娯楽」以外ではありえない。膨大な利用のある「趣味・娯楽」を、論じるに値しないという如く、「項目」としても挙げるのがないという姿勢は、この基準が生徒の実態を考慮に入れない建前論として終始していることを物語っている。

他に、選書基準・選書委員会の取り扱い方に言及している参考資料をも参照しておきたい。全国SLAから出された『図書館資料の選択と整理』の62年版では、児童・生徒の教養・娯楽に役立つ本をも広く取り揃える必要性が謳われ、生徒からのリクエストを受け付けるノートや投書箱を設置することの重要性が書かれている。そして、図書選択委員会に何らかの形で児童・生徒を参加させることの必要性が明確に示されている。しかし、それが同じ本の85年版になると、叙述は次のようになる。「また、高等学校などで、生徒図書委員を選書に参加させている例も散見されるが、事前に指導を行うなどして、年に1,2回参加させることは、学校図書館をより身近なものとし、さらには図書館業務の理解を深めるためにも役立ち、司書職理解の一助にもなるので、考慮する余地のあることと思われる」⁽¹⁶⁾。図書館業務や司書を理解させる教育的観点はあるとしても、双方向コミュニケーションという

観点からは後退している。一般生徒の欲求・主体性は考慮の対象から外されている。大体、年に1,2回だけ申し訳程度に選書に参加させても、生徒の意思が反映される訳もない。

戦後早い段階には明文化されていた生徒の要求を知る大切さは、60年代以降、基本的に消えて行く。文部省の文書と同様に、全国SLAの書籍にもその傾向が認められる。だが近年、生徒の主体的な「調べ学習」の場として学校図書館が位置付けられるようになって、その意味に気づいた言説が、あちこちに見られるようになってきた。

『学校図書館メディアの編成』（樹林房 1999）では、生徒たちが選書に加わる意味を積極的に首肯している。執筆者の一人である井上靖代は言う。「利用者である生徒から直接、要望を聞くことは大切なことであり、生徒たちが自分で主張するよい機会ともなるだろう。「子どもの権利条約」では子どもたちが自己主張できる場を保障することを主張する。だが、子どもたちは自己主張する機会が少ない。この資料選択・資料要求はひとつの訓練・教育・学習の場ともなる」⁽¹⁷⁾。子どもたちの図書への要求を教育システムの中に位置づける井上の見解こそ、指標にするべきであろう。

4. まとめ——学校図書館における双方向コミュニケーション

80年代後半、私立大学図書館協会企画広報分科会は、図書館・大学（学校）・利用者という三者のコミュニケーションのあり方を俎上に載せて、斬新な企画・広報活動を立ち上げた。情報が循環するシステムを持たない閉鎖社会の「停滞的閉鎖モデル」に対し、〈広報〉という戦略を用いて潜在的利用者層の掘り起こしを図り、利用者側が図書館側に多様な要求を突きつける。そして図書館側は、利用者の声を背景に大学・学校当局と交渉するという、新たな情報回路モデルの構築を意図するものであった⁽¹⁸⁾。漫画の主人公を登場させたポスターの作成などの彼らのユニークな活動は、大学付属の学校を通じて学校図書館にも紹介されて反響を呼んだ。大学・学校という閉鎖社会における図書館のあり方に、一石を投じたと言える。

長い間、わが国の学校図書館では、図書館側と利用者である生徒との双方向コミュニケーションが問われてこなかった。生徒は、図書館に資料を要求する存在というよりは、「良書」を読まされる被教育者であった。しかし、学校図書館が主体的な調べ学習の場である為には、先ずは生徒が自立した知的探求者として、主体的に図書館を利用する態度を育成しなければならないはずである。

中高生たちは、授業の他、クラブ活動等の課外活動、更には学校の外に出てからの通塾やお稽古事などに忙殺される日常を送っている。学校図書館が主体的な調べ学習の場として生徒に利用される為には、先ずは生徒たちに学校図書館が「選択」される必要がある。井上靖代は次のように述べている。「忙しい生徒にとっては、文字情報以外の視聴覚情報も電子情報も、同じレベル情報として獲得していくものであり、情報価値は変わらない。教師側の価値論に基づいた資料選択だけをしていると、子どもたちの情報価値観と差が開き、読まなくなってしまう可能性がある」⁽¹⁹⁾。そこに学校図書館の側が、生徒からの情報要求を、潜在的なものも含めて絶えず繰り込んで行く必要性が存在する。即ち双方向コミュニケーションの必要性である。図書館が「調べ学習」の場であるということは、生徒たち

が情報を主体的に取捨選択し、情報を整理・加工し、自らを表現し発信する場で在るということである。それは、彼らが情報活用能力を身につけることを意味している。「学校の図書館で調べると、家の中でインターネットだけで調べるよりも遥かに多様で複合重層的な情報を得ることができる」という体験を重ねることで、初めて生徒たちは学校図書館を認知する。質的にも量的にも、彼らに情報への様々な要求が存在するのは当然のことである。生徒たちからのレファレンスに答えきれない場合には、公共図書館や専門図書館のレファレンスサービスやレフェラルサービスをも活用して回答することも当然のことである。そして言うまでもなく、生徒からの本のリクエストも大切な「情報要求」である。生徒たちの情報要求に応じて行く姿勢は、学校図書館を彼らの生活に密着した日常的な存在にすることに繋がる。それと同時に、主体的な調べ学習の前提である、情報の多様性の保障にも繋がって行くはずである。そこには、教科教育とは別の、生徒との双方向コミュニケーションの回路が望まれるはずだ。

そのことを考えれば、小・中・高の各学校図書館が今後も学校社会に不可欠な存在として生き残って行くためには、生徒の要求に対して開かれた、実際の柔軟な選書基準を作り上げて行く必要があると言えるだろう。その意味では、平仮名を習得中の小学校1年生から、場合によっては非常に高レベルの専門書をも読みこなす高校3年生までを、同一の選書基準で扱ってきた文部省や関係団体のあり方には再考の余地があるといえる。小・中・高、それぞれにモデルとなる選書基準があっていい。

学校図書館でカウンターに立ってすぐ分かることは、選書基準の柔軟化の必要性である。授業や教養という目的を達成するためには、趣味・娯楽という導入部が不可欠であることは学校図書館に関わったことのある関係者なら誰もが認める事実である。だが、建前論の呪縛が、各学校の選書基準の成文化を消極的にする。仁上幸治は、以下のように指摘している。「生徒が自ら図書館へ足を運ぶ動機は何より「楽しいから」である。非読者層の生徒の最初の来館の動機が強制であっても、そこに「楽しさ」を発見することさえできれば、彼らは進んで読書層に加わりはじめる。…（中略）…学校という制度の中では、授業や教養が高次元で趣味・娯楽が低次元という序列観念が支配的であるが、図書館の蔵書の魅力という観点からは、「授業や教養を趣味・娯楽のように楽しむ」というくらいの知的柔軟性を支援したい」⁽²⁰⁾。浅田彰の本からの引用である、「授業や教養を趣味・娯楽のように楽しむ」ことの是非はとりあえず脇に置いて、実質的には蔵書数や貸出数の中でかなりのウェイトを占めるにも関わらず、選書の建前論的言説から排除されてきた趣味・娯楽の本を正面から取り上げたことは評価すべきである。情報洪水の現代社会のただなかで学校図書館が生き残り、文字通り活性化するためには、教科学習・クラブ活動は勿論のこと、空き時間や家庭で過ごす時間等を含む生徒の全生活領域で「生徒を支援する場」でなければならない。そうであるならば、生徒が利用者として自立することを目的とした、生徒本位の選書基準が求められてしかるべきではなかろうか。まずは、生徒の要求に応える通路をしっかりと作ること。そこには、自ずから新しい節度と優先順位が形成されるはずである。

- 注(1) 志村尚夫編『学校図書館メディアの編成』樹林房 1999 59頁
- (2) 辰巳義幸の『児童サービス論』(東京書籍 1998)では、学齢期の読書のあり方を、a. 読書入門期(5歳～小学校1年1学期) b. 初歩読書期(小学校1年2学期～3年) c. 多読期(小学校4年～中学1年) d. 成熟読書期(中学2年以降)の4段階に分け、更にその段階の内部を幾つかに分けている。dの後半は、「個人的読書期」(高校2,3年)とされ、成人同様の書籍・論文が読解可能であるとされている。
- (3) 『学校図書館と図書館の自由』「図書館と自由」第5集 日本図書館協会 1983
- (4) 塩見昇著『教育としての学校図書館』青木書店 1983 220-221頁
- (5) わが国の学校図書館界で、最大の団体である「全国学校図書館協議会」(全国SLA)は、内部に多くの学校管理者を抱えている。日本図書館協会の学校図書館部会がこの問題に対して素早い反応を見せたのに対し、全国SLAの打ち出す選書基準などが、必ずしも検閲を抑制するようには書かれていない背景にはこの理由もあるはずだ。
- (6) 仁上幸治「選書基準をめぐる冒険(2)」『現代の図書館』Vol.33 No.2 1995 138頁
- (7) ヘンリー・ライヒマン著『学校図書館の検閲と選択(第3版)』京都大学図書館情報学研究会 2002 8-9頁
- (8) 例えば、理論社が高校生向きに出版している「よりみちパン!セ」シリーズの内容は、性交、ドラッグ、離婚、同性愛などの際どいテーマを多面的に扱っている。
- (9) 『図書館利用教育ガイドライン』日本図書館協会 2001 22頁
- (10) ライヒマン. 前掲書 8頁
- (11) 仁上幸治「選書基準をめぐる冒険(1)」『現代の図書館』Vol.29 No.3 1991 190頁
- (12) 出版社の検討事項として、「まじめな出版をしているか」とある。出版社の出版方針が時代ごとに変化する現状を考えると、余りに素朴な問いである。著者も同様。
- (13) 『学校図書館運営の手引き』文部省 1959 77頁
- (14) 中村百合子「『学校図書館の手引』編集における日米関係者の協働」『日本図書館情報学会誌』Vol.50 No.4
- (15) 全国学校図書館協議会「2011年度学校図書館調査の結果」<http://www.j-sla.or.jp/material/research/2008-2.html> 参照 2012年5月23日
- (16) 『図書館資料の選択と整理』全国学校図書館協議会 1985 20-21頁
- (17) 志村尚夫編『学校図書館メディアの編成』樹林房 1999 59頁
- (18) 仁上幸治「大学図書館広報を考えなおす」『現代の図書館』Vol.21 No.4 1983 224-225頁
- (19) 志村尚夫編『学校図書館メディアの編成』樹林房 1999 64頁
- (20) 仁上幸治「選書基準をめぐる冒険(1)」『現代の図書館』Vol.29 No.3 1991 188頁